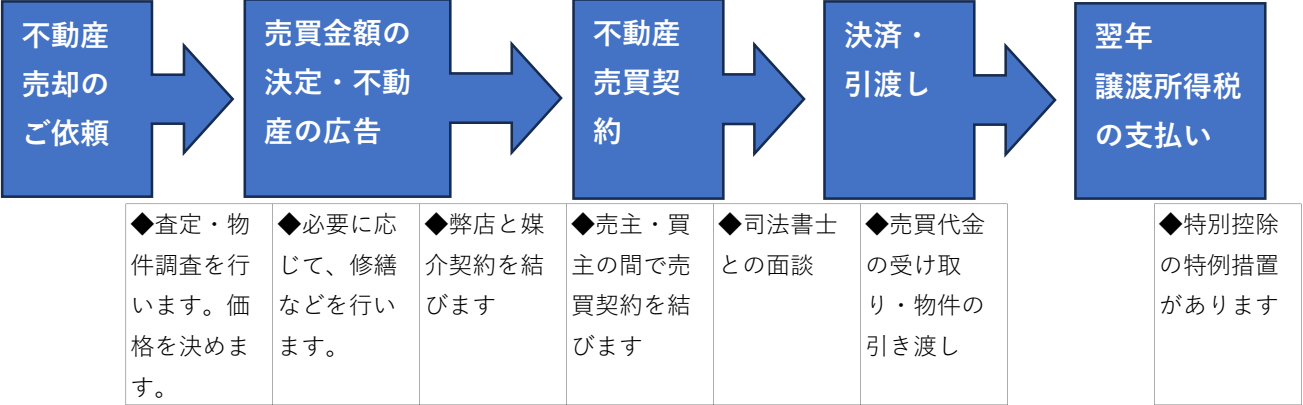


不動産売却の流れ

※弊社では仲介を行います。



不動産の売却に先ずはこの書類

- * 売却のご相談やご依頼の際に、以下の書面を確認させていただくことでお手続きが円滑に進むようになります。
- * 以下の書面は、必要に応じて、お預かりまたは写しをとらせていただきます。

☑	書面の種類	所持された時期
	①所有者（売主）様 本人確認書面写し	（マイナンバーカード、運転免許証など）
	②登記識別情報通知書または登記済権利証	土地と建物を登記されたとき
	③土地測量図・境界確認書	土地を測量されたとき、または土地を購入した時に売主から受継いだとき
	④建築確認済証・検査済証	建物を新築したとき、または購入した時に売主から受継いだ
	⑤固定資産税納税通知書	持ち主あてに毎年5月頃市区町村から納税の通知が届く
	⑥設計設備図書・工事記録書	建物を新築したとき・改築、増築したとき・または建物を購入した時に売主から受継いだとき
	⑦取得時の売買契約書・重要事項説明書	不動産を購入したとき
	⑧ローン残高証明書	ローン返済がある場合で金融機関から10月頃に発行される
	⑨その他 弊店のヒアリングシート	（仲介のお申し込みされるときにご記入いただきます）

売買が決定したら(成約したら)ご用意ください

☑	書面の種類	必要	あれば必要	必要に応じて	発行先
	住民票			○	市区町村
	印鑑証明書（売主の契約印）	○			市区町村
	固定資産税公課証明書・評価通知書	○			市区町村
	耐震診断報告書		○		旧耐震基準の建物 1981年(昭和56年)5月31日以前に着工建物 ※但し木造住宅は2000年以前
	住宅性能評価書・既存住宅性能評価書		○		新築住宅 または登録住宅性能評価機関
	戸籍の附票			○	市区町村
	銀行口座情報	○			（所有者名義の売買代金の振込口座）